

東広島市学校給食用物資納入に係る業者の選定に関する規程

令和2年10月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、給食センター（東広島市立学校給食センター設置条例（昭和52年東広島市条例第11号）第2条に規定する給食センターをいう。次条第2項第1号において同じ。）に学校給食用物資（以下「給食用物資」という。）を納入することができる者の資格の認定及び指名並びに随意契約の方法による契約の相手方の選定を公平かつ適切に行うための手続について必要な事項を定めるものとする。

（給食用物資を納入する者の資格の認定の申請）

第2条 給食用物資の納入資格を得ようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める給食用物資納入業者資格認定申請書及び必要な書類（以下「申請書等」という。）を別に定める期限までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、第4条の有効期間内において、申請書等の提出を受け付けるものとする。

3 申請者は、当該申請の日において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当していなければならない。

- (1) 東広島市内に本店若しくは製造工場を有する者又は給食センターへの給食用物資納入実績（申請の日前3年以内のものに限る。）を有する者であること。
- (2) 製造業者、卸売業者又は小売業者であること。
- (3) 工場、店舗又は販売所等固定した営業施設等を有し、緊急に即応し得る体制が整っている者であること。
- (4) 同種の営業経歴を2年以上有する者であること。ただし、新たに組合を組織して登録しようとする者については、主たる組合員のうち1人以上が同種の営業経歴を2年以上有する者であること。
- (5) 文部科学省が定める学校給食衛生管理基準を理解し、工場及び営業施設等の管理状況並びに食品衛生保持の状態が優秀であり、従業員に対する健康管理が十分行き届いている者であること。
- (6) 製造・加工・配送に携わる従業員全員の検体検査を1カ月に1回以上実施しており、衛生検査等に係る報告を求めた場合は、速やかに提出できる者であること。
- (7) 仕入れ及び製造加工能力が十分あり、指示した期日及び時刻に指定した場所に納入できる配送能力を有する者であること。また、検収時に立ち会うとともに、原材料等について必要な情報を報告できる者であること。

- (8) 消費税及び地方消費税並びに市町村税を期限までに完納していること。
- (9) 営業に関し、法律上資格を必要とする業種にあつては、その資格を有している者であること。
- (10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。第8条第2項において「施行令」という。）第167条の4第1項に該当しない者であること。

（資格の認定及び名簿への登録）

第3条 市長は、申請書等の提出があつたときは、適格性及び契約の履行能力に関する審査を行い、申請者が給食用物資の納入資格を有すると認めるときは、別に定める資格認定通知書により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により給食用物資の納入資格を有すると認めた者（以下「有資格業者」という。）を別に定める名簿に登録するものとする。

（資格の有効期間）

第4条 資格に係る認定の有効期間は、2年を限度として市長が別に定める。

（変更等の届出）

第5条 有資格業者は、第3条第1項の資格認定通知書を受けた後において、申請書等の内容に変更を生じたときは、速やかに変更届により市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（資格の認定の取消し）

第6条 市長は、有資格業者が次の各号のいずれかに該当するときは、給食用物資の納入を一時停止し、又は資格の認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条第2項に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請等により資格に係る認定を受けたとき。
- (3) 保健所の食品衛生監視結果が良好でない場合又は営業停止等の処分を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が有資格業者として不適當であると認めるとき。

- 2 前項の規定により給食用物資の納入を一時停止し、又は登録を取り消したときは、当該有資格業者に通知するものとする。

（指名競争入札に参加させようとする者の指名）

第7条 市長は、指名競争入札により給食用物資納入契約を締結しようとする場合においては、有資格業者のうちから、当該納入契約に対応する品目について認定を受けている者を指名しなければならない。ただし、物資納入契約の内容が特殊であること等により当該給食用物資納入契約を履行することができる有資格業者がない場合その他市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により有資格業者以外の者を指名する場合においては、有資格業者と同

等の能力を有する者として市長が認める者のうちから指名しなければならない。

(随意契約の方法による給食用物資納入契約の相手方の選定)

第8条 前条の規定は、随意契約（次項に掲げるものを除く。）の方法により給食用物資納入契約を締結しようとする場合に準用する。

2 施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約の方法によって給食用物資納入契約を締結しようとするときは、有資格業者のうちから給食用物資納入契約の相手方を選定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年6月28日から施行する。